

異動届の記入例… ①普通徴収(個人納付)へ切替える場合(退職、休職等)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 特別徴収義務者控用

※ 太枠内のみ記入してください。

法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		特別徴収義務者番号 8 9 9 9 9 9
フリガナ 大館市長様	氏名 大館市工業(株)	係 経理係
所在地 〒017-0000 大館市字中城20	法人番号及び個人番号を記入してください。	氏名 大館 一郎
給与支払者 (特別徴収者)	所在地 大館市字中城20	TEL 0186-49-3111(内線233)

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収義務者指定番号」と異動者の「宛番号」を必ず記入してください。

フリガナ 大館 太郎	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	宛番号 9 0 0 0 0 1
氏名 (旧姓) 大館市字〇〇	(ア) 特別徴収税額(年税額) 126,800 円	(イ) 徴収済額 32,300 円
給与の支払を受けなくなった後の住所 〒017-1111 大館市字〇〇	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 94,500 円	異動の事由 1.退職 2.休職 3.長期欠勤 4.死亡 5.その他
		異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 4.残額を全部徴収し納入する 5.残額を納税者本人が納付する

(ア)には、特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収税額」を記入してください。
(イ)には、何月分まで特別徴収をしたか、徴収済みの合計金額を記入してください。
(ウ)には、(ア)から(イ)を差し引いた残額を記入してください。

一括徴収をする場合は、下欄にも記入してください。

一括徴収の理由 1.異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため 2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	一括徴収した税額 円は 月分 月 日に 納入します
退職日が1月1日以降のかたで一括徴収できない場合は、その理由 □ 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため	

1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額及び社会保険料の額を記入してください。

転勤(転職)の場合は、下欄にも記入してください。

法人番号又は個人番号	特別徴収義務者指定番号
フリガナ 大館 太郎	
氏名 (氏名)	
所在地 〒 -	
TEL	
上記新しい勤務先へ月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	
担当者 係	氏名
通信欄	

異動の事由を○で囲み、異動後の未徴収税額の徴収方法は、「3.普通徴収」を○で囲んでください。

異動(退職、休職等)の年月日を記入してください。

退職手当等の支払(予定)がある場合記入してください。勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年とします。

特別徴収に切替の場合は、下欄にも記入してください。

月分より(月 日納入予定) 特別徴収を希望します。

退職の場合は、下欄にも記入してください。

退職手当等の支払(予定)額 5,000,000 円	退職区分 普通退職
退職手当等の支払(予定)日 令和 7 年 9 月 20 日	障害退職
就職年月日 昭和 平 令 14 年 4 月 1 日	勤続年数 24 年

※異動があった日の翌月10日まで、必ず提出してください。

※普通徴収(個人納付)から特別徴収へ切替える場合において、65歳以上で年金収入がある人や確定申告時に給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を自分で納付と選択している方に関しては税額が一部普通徴収または年金特別徴収に残る場合があります。

※退職の日が1月1日以降のかたの未徴収税額について、本人からの申し出がない場合であっても一括徴収してください。また、6月から12月までに退職されたかたについては、本人からの同意を得たうえで一括徴収くださるようご協力をお願いします。

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の抜粋

特別徴収義務者指定番号 899999	宛番号 900001	市町村コード 052043	受給者番号 899999-1	特別徴収税額 126800 円	6月分 11300 円	7月分 10500 円	8月分 10500 円	9月分 10500 円	10月分 10500 円	11月分 10500 円	12月分 10500 円	1月分 10500 円	2月分 10500 円	3月分 10500 円	4月分 10500 円	5月分 10500 円
住 大館市字〇〇	所 大館 太郎	氏名 大館 太郎	個人番号	変更月 月												